議案第３１号

北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について

北九州市奨学資金貸付審議会委員を次のとおり委嘱する。

令和８年１１月１２日提出

北九州市教育委員会

教育長　太田　清治

提案理由　北九州市奨学資金貸付審議会規則（昭和３９年北九州市教育委員会規則第２号）第３条の規定に基づき、委嘱している委員のうち１名の辞任に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるので、この議案を提出する。

北九州市奨学資金貸付審議会について

１　北九州市奨学資金貸付審議会とは

北九州市奨学資金条例の規定に基づく奨学生の選考の基準及び同基準による奨学生の選考に関することについて、教育委員会の諮問に応じ、審議し、答申することを目的として設置された市の付属機関。

２　設置年月日

昭和３９年４月１日

３　委員構成

○定数　１５名以内

○学校教育関係者及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱

４　委員の任期

任期は、原則２年間。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　開催内容

○年３回開催

（ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。）

○高校・大学奨学金の奨学生選考にあたり、選考基準案等について審議を行う。

（案）

北九州市奨学資金貸付審議会委員

◆新委員

区　　分	氏　　名	役 職 名	推 薦 団 体
学校教育 関係者	木下（きのした）　温子（あつこ）	九州国際大学学生部長	九州国際大学

【任期】令和８年１１月１２日から令和９年８月３１日まで（※前任者の残任期間とする。）

◆旧委員

区　　分	氏　　名	役 職 名	推 薦 団 体
学校教育 関係者	川脇（かわわき）　慎也（しんや）	九州国際大学学長	九州国際大学

【解嘱年月日】令和８年１１月１１日

改選後委員名簿（案）

北九州市奨学資金貸付審議会

区分	氏　名	所属・役職等	備　考
学識経験者5名	高松（たかまつ）　雄太（ゆうた）	公益財団法人安川電機育英会事務局長	
	藤井（ふじい）　身依（みえ）	北九州市ＰＴＡ協議会副会長	
	敷田（しきた）　信代（のぶよ）	北九州市母子寡婦福祉会理事長	
	井口（いのくち）　恵子（けいこ）	北九州市民生委員児童委員協議会理事	
	鷹木（たかき）　澄子（すみこ）	北九州市婦人会連絡協議会理事	副会長
学校教育関係者10名	北村（きたむら）　充（みつる）	九州工業大学副学長	
	深谷（ふかや）　裕（ひろい）	北九州市立大学学生部長	
	木下（きのした）　温子（あつこ）	九州国際大学学生部長	新任
	関山（せきやま）　尚美（なおみ）	福岡県立門司学園中学校・高等学校校長	
	石田（いしだ）　亮子（りょうこ）	福岡県立折尾高等学校校長	
	田所（たどころ）　正清（まさきよ）	慶成高等学校理事長	会長
	福原（ふくはら）　公子（きみこ）	福原学園理事長	
	鋪田（しきた）　直子（なおこ）	北九州市立枝光台中学校校長	
	白石（しらいし）　義人（よしと）	北九州市立篠崎中学校校長	
	阿部（あべ）　一郎（いちろう）	北九州市立高等学校副校長	

※女性参画率　１０人／１５人･･･６６．６％

任期　令和８年１１月１２日～令和９年８月３１日
（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）

改選前委員名簿

北 九 州 市 奨 学 資 金 貸 付 審 議 会

区分	氏　　名	所 属 ・ 役 職 等	備　考
学識経験者5名	高松（たかまつ）　雄太（ゆうた）	公益財団法人安川電機育英会事務局長	
	藤井（ふじい）　身依（みえ）	北九州市ＰＴＡ協議会副会長	
	敷田（しきた）　信代（のぶよ）	北九州市母子寡婦福祉会理事長	
	井口（いのくち）　恵子（けいこ）	北九州市民生委員児童委員協議会理事	
	鷹木（たかき）　澄子（すみこ）	北九州市婦人会連絡協議会理事	副会長
学校教育関係者10名	北村（きたむら）　充（みつる）	九州工業大学副学長	
	深谷（ふかや）　裕（ひろい）	北九州市立大学学生部長	
	川脇（かわわき）　慎也（しんや）	九州国際大学学長	改選予定
	関山（せきやま）　尚美（なおみ）	福岡県立門司学園中学校・高等学校校長	
	石田（いしだ）　亮子（りょうこ）	福岡県立折尾高等学校校長	
	田所（たどころ）　正清（まさきよ）	慶成高等学校理事長	会長
	福原（ふくはら）　公子（きみこ）	福原学園理事長	
	鋪田（しきた）　直子（なおこ）	北九州市立枝光台中学校校長	
	白石（しらいし）　義人（よしと）	北九州市立篠崎中学校校長	
	阿部（あべ）　一郎（いちろう）	北九州市立高等学校副校長	

※女性参画率　９人／１５人･･･６０．０％

任期　令和７年９月１日～令和９年８月３１日

○北九州市奨学資金貸付審議会規則（抜粋）

昭和39年3月31日
教委規則第2号

（趣旨）

第1条　この規則は付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定にもとづき北九州市奨学資金貸付審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織および委員ならびにその運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　審議会は、次に掲げる事項について教育委員会の諮問に応じ、審議し、答申する。

(1)　北九州市奨学資金条例(昭和39年北九州市条例第73号。以下この号において「条例」という。)の規定に基づく奨学生の選考の基準及び同基準による奨学生(条例付則第4項の規定の適用を受ける奨学生を除く。)の選考に関すること。

(2)　その他教育委員会が特に必要と認める事項

（昭45教委規則7・全改、平12教委規則6・平15教委規則11・一部改正）

（組織）

第3条　審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2　委員は、学校教育関係者および学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

（昭41教委規則3・昭44教委規則8・平12教委規則6・一部改正）

（会長および副会長）

第4条　審議会に会長および副会長をおく。

2　会長および副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭44教委規則8・旧第6条繰上）

（招集）

第6条　審議会は、必要に応じて会長が招集する。

（昭44教委規則8・旧第7条繰上・一部改正）